

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）に関する
区民意見募集の実施結果及び素案からの変更点

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）」の区民意見募集に対して、多くの皆様から意見等をお寄せいただきました。お寄せいただいた意見等の概要と、ご意見に対する区の考え方をお示しいたします。

1. 意見募集期間

平成30年9月15日～10月9日

2. 周知方法

- ① 区のお知らせ「せたがや」平成30年9月15日号
- ② 区のホームページ
- ③ 閲覧場所（都市デザイン課、区政情報センター、各総合支所区政情報コーナー・くみん窓口、各出張所・まちづくりセンター、各図書館）での資料配架
- ④ 無作為抽出による郵送（500人）

3. 意見提出人数と件数

- ・意見提出人数：19人（ホームページ3人、無作為抽出16人）
- ・意見数：60件

4. 意見の概要と区の考え方

■意見項目別件数

大項目	中項目	
計画全体		10
第1章 ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨		0
第2章 ユニバーサルデザイン施策の歩み		0
第3章 推進計画（第2期）後期		38
	後期計画の見直しの視点	1
	個別の施策内容	37
第4章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み		0
その他		12
計		60

■意見の概要と区の考え方

*UD：ユニバーサルデザイン

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
全体	1	生活環境改善のための幅広い施策が盛り込まれており、全体として良い案である。	6	ご意見ありがとうございます。 ユニバーサルデザイン推進計画は、すべての区民が個人として尊重され、共に支え合いながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための計画です。 今後もユニバーサルデザイン推進計画における各施策・事業のスパイラルアップを行い、世田谷区のUDのまちづくりを推進してまいります。
	2	推進計画について、全ての計画案に賛同致します。		
	3	推進計画の資料を頂き拝見したが、前向きで良い計画であると感じた。		
	4	日常生活の中で何がUDなのか分からないが、これは不便なことがないということと同じであるため、世田谷区が行っているUDはとても素晴らしいと思う。		
	5	普段の生活の中で、視覚（目）で目的を果たしていることも、UDのお陰と知った。早期に、その目的が達成されることを願う。		
	6	「推進計画」があることを初めて知った。私も67才となり障害手帳を持つ者として、推進計画の実施を期待する。		
	7	平成19年に「UD推進条例」を制定した頃より社会的背景も変わり、現在ではUDが当然の考え方のように変化・進化している。資料のように、高齢者の人口比が20%を越え障害者も5%近くになるとのこと。今までのようにUDが特別な人々を対象とした考え方ではなく、今や全ての人々（区民）に対する開かれた考えであればと望む。区役所の仕事、それそのものがUDであってほしい。	1	UDを全庁的に広げていくために、区の事業担当課、UDの所管課（都市デザイン課）が連携してUD推進事業に取り組んでいきます。そのために、全庁的な推進体制として、庁内に「ユニバーサルデザイン推進委員会」を設置し、区の仕事がUDの考えの基に遂行されるよう努めています。
	8	「ユニバーサル＝みんな」となり、当事者が隠れてしまわないようにする必要がある。	1	推進計画の推進事業「No. 1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及」「No. 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」「No. 3 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人々が参加できる取組みの推進」等で、障害当事者等の参加を進めています。今後も参加の機会を設けてまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
全体	9	開発に要する費用並びに維持保全には多額の費用が予想される。役所による役所関係者のみの満足とならないよう必要な資金の調達・運用（使い道）の透明性について、適宜、開示を願う。	1	財源の歳入及び歳出はホームページで公開しております。今後も透明性のある歳入歳出等の情報開示を行ってまいります。
	10	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例は、前文で、ユニバーサルデザインの考え方をすべての人にとって利用しやすい生活環境を整備」としながら、第2条ではユニバーサルデザインを「できるだけ多くの人利用しやすいように生活環境を構築」と定義し、同じ「考え方」で規定ぶりが異なるのは不思議である。 前文では理想として「すべての人」を掲げたが、第2条では予算などの制約がある中で「できるだけ多くの人」が利用しやすくなれば良い、という趣旨かとも考えたが、どのような理由があるのか。	1	UD推進条例の前文では、UDの一般的な或いは広く合意されている考え方、及び国の定義（誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方）を踏まえて考え方を述べており、第2条では、条例で実現するUDの施策について定義しております。
第3章 後期計画 の見直しの 視点	1	「後期計画の見直しの視点」において、下記②の「多様なツールによる情報提供」が少ない。 ①東京2020大会の取組みを活かす（7項目） ②多様なツールによる情報提供（5項目） ③共生社会の視点をまちづくりに活かす（19項目）	1	「No. 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」において、②の視点を追加し、タブレット等の多様なツールを活用してまいります。
第3章 個別の施 策内容	1	すべての項目に対して、本当に必要かどうかの見直しを行ってほしい。	1	「No. 4 ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践」では、毎年すべての推進事業について、ユニバーサルデザイン環境整備審議委員の方々に、点検、評価を頂くとともに、より有効な事業となるように、事業の改善に向けた提言を受けています。このような検討の方法をスパイラルアップと称しますが、点検の中で引き続き必要性についても検討してまいります。
	2	各分野における優良事例に学び、点から線へ、面に拡大普及することが必要である。	1	UDの優良事例から学べるように「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の事業で優良事例の情報を発信し、普及啓発を図ってまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
第3章 個別の施策内容	3	「国籍にかかわらず」の部分に対する施策が手薄である。25の施策・事業のうちで関連するのは、21中の「多言語化を推進」、23中の「外国人向けの防災知識の普及啓発」、24の「外国人に向けた接客対応向上・・・」程度にとどまる。外国語での申請・届出等を認める、不動産賃借時などの差別的扱いに対しての救済窓口、などは盛り込まないのか。	1	外国人向けと標記した施策・事業以外にも、すべての施策事業に、UDの考え方、即ち国籍に関わらず使いやすい配慮を行うこととしております。UDという単語の中に、国籍に依らない配慮も含まれております。
No. 1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及	4	「No. 1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及」を取り上げていることは、非常にうれしい。全般的にシンプルなデザインの方が多くの市民にとって使いやすいと思われる。	1	区では区民の皆様に、日常生活のあらゆるシーンで、UDに配慮した生活を世田谷のスタイルとして定着して行くことを提案するため「世田谷UDスタイル」という冊子を発行しております。
	5	区民への啓発が少ないように感じるため、わかりやすい方法で、PR活動に努めてほしい。	1	今後も「No. 1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及」において、あらゆる機会を活かして、UDの普及啓発を行ってまいります。
No. 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催	6	幼児目線、高齢者の目線で安全な街づくりを行うため、多様な区民が参加可能な取組みを推進してほしい。	1	「No. 3 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組の推進」の事業で、障害当事者・高齢者・子育て団体等の参加を進めております。今後も多様な区民参加の機会を設けてまいります。
No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用	7	「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」に掲載されているように、弱視の方々がどのようなコントラストの配色がより視認しやすいかなどの知のデータベースは新規に建物を建てる際に重要である。また、「失敗」のデータも蓄積すべきである。	1	UDの優良事例の普及だけでなく、ご提案のように、UD関連の情報・技術・知識、或いは失敗事例から学べるように、「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の事業を拡充してまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
No. 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進	8	設計段階で当事者団体などの意見を取り入れ、評価していると思うが、検討経過を当事者等に広め、完成後に当事者等からの意見を集めて、次の検討に反映する仕組みが必要である。	1	「No. 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進」の取組みの方向性に、「・ユニバーサルデザインアドバイザー等とともに検討会を行った施設の完成後に再度点検・評価し、検討会の質の向上に取り組む。」を追加しました。 また、UDの視点で検討し整備された公共施設につきましては、「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の中で、情報を蓄積し公開をしております。民間施設の設計の際に、有効に活用いただけるよう周知してまいります。
	9	「No. 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進」について、検討会をやるだけでなく、整備後の施設を改めて当事者と点検し、課題として出た項目を次の検討にいかす仕組みが必要である。配慮事項の手引きを作成し、公共施設だけでなく民間施設にも啓発できるようにしてほしい。	1	
	10	最近のトイレの進化は激しく、使い方が分かりづらい面がある。例えば、パネル表示が小さく高齢者には見えづらいため、操作に困惑することがある。そのため、「流す」という表示の文字・イラストを誰でも分かるように整備してほしい。	1	
No. 7 ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進	11	「No. 7 ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進」について、多機能トイレの機能分散と記載があるが、男子女子トイレにオストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドを設置したり、車いす・ベビーカーに対応できるブースを用意することに加え、子ども用トイレの設置も検討してほしい。	1	<p>具体のトイレの内容につきましては、「No. 7 ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進」の事業の中で検討してまいります。</p> <p>また、シンプルで統一した操作盤の導入も、重要な視点ですので、日本工業規格（JIS）を導入するとともに、使いやすい製品を選択する等の配慮をしてまいります。</p>

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
No. 8 分かりやすいサインの整備推進	1 2	多言語表記は基本的に日英だけの最低限とし、何か国語も併記するときは台湾式の繁体字中国語を入れてほしい。	1	「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の中で、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に基づき多言語表記の推進を図っております。繁体字につきましては、必要に応じて使用の検討をいたします。
	1 3	「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」について、公共施設だけでなく、民間施設にも本事業の視点を誘導できるよう、サインの手引書を作成し、普及啓発を行ってほしい。	1	「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」の事業の中で、既存の区職員向けのサインの手引書として、「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を作成しております。「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の取組みの方向性に「職員だけでなく、一般向けに改定することで、情報のユニバーサルデザインの更なる普及をはかる。」を追加し、民間施設への普及を検討してまいります。
	1 4	「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」の取組みとして、「見やすさ」の意味が曖昧なため、字体・大きさなど色以外の具体的なイメージ案を出したほうがよい。また、「表現方法」についても、言語毎に違うので、母国語のUDをもっと紹介する等、外国人の視点で検討した方がよい。私達も外国のUDを知る機会となり、海外に行った時に見覚えがあると安心するのではないか。	1	「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」は、「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と関連事業としており、具体的なイメージ案などについては、情報のユニバーサルデザインガイドラインで示しております。また、事業の推進にあたっては、外国人等の当事者の意見をいただきながら進めてまいります。
	1 5	札幌駅の大通り地下にある案内サインがユニバーサルデザインのお手本と思う。	1	情報を提供いただき、ありがとうございます。 「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」の中で参考にさせていただきます。
No. 12 災害時利用も含めた学校施設の整備推進	1 6	震災時の拠点として、トイレ整備やスマホ充電所などの整備を進めてほしい。	1	「No. 12 災害時利用も含めた学校施設の整備推進」事業の中で、トイレの整備及び停電時に利用できる電源の確保に取り組んでまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
No. 13 災害時に使えるトイレの整備推進				「No. 13 災害時に使えるトイレの整備推進」事業の中で、引き続き、トイレの整備に取り組んでまいります。
No. 14 公共交通等のサービスの充実	17	高齢化等に伴い自転車や車の利用が難しくなるため、高齢者も含めどんな人でも移動しやすいまちづくり、公共交通の充実、特に減少傾向にあるバス路線の維持・充実が必須である。	1	「14 公共交通等のサービスの充実」の事業の中で、地域公共交通会議を設置し、バス路線網の充実やバス路線の維持に向けて取り組んでまいります。
	18	駅のエレベーター増設など、ベビーカーや車いすでの移動がしやすくなっているが、まだ移動しづらい駅もある。ベビーカー利用者にとっては、駅での移動のしやすさは特に重視してほしい。	1	「No. 14 公共交通等のサービスの充実」の事業の中で、引き続き、鉄道駅の安全性・利便性の向上について取り組んでまいります。
	19	公共交通機関（駅）について、東急田園都市線は階段が多いため、エレベーターやエスカレーター、トイレの拡充など、行政から働き掛ける必要がある。	1	
No. 15 歩きやすい道路環境の整備	20	駒沢通りや多摩堤通り、二子玉川付近の危険な歩道を整備してほしい。	1	「No. 15 歩きやすい道路環境の整備」の事業で、危険な歩道の改善に努めてまいります。
	21	歩道がなく道路が狭い駅前及び商店街は、許可がない車の通行を禁止してほしい。	1	車の通行の禁止に関しては警察署が管轄していますので、区としては、区民の意見を警察署に伝えて協力しながら、安全なまちづくりを進めてまいります。
	22	車両通行止めの時間帯に商店街の人が通行禁止の柵を出してないことが多いため、注意してほしい。	1	商店街にも「No. 15 歩きやすい道路環境の整備」の事業の趣旨について周知を進め、安全に歩ける歩行空間となるよう努めてまいります。
	23	車いすで安心してスーパーまで行って買い物できるエリアが少ないため、無電柱化をはじめ、歩きやすい道路環境の整備をより推進する必要がある。	1	「No. 15 歩きやすい道路環境の整備」の事業で、電線類地中化を推進し、歩きやすい道路環境の整備を進めてまいります。
	24	特に雨天に危険が生じる、道路にはみ出す個人所有の樹木を伐採してほしい。	1	歩道沿いの個人庭から歩道にはみ出した庭木のうち、歩行の障害になる場合について、引き続き、注意喚起を行ってまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
No. 17 自転車通行空間の整備	25	自転車通行帯の整備を推進してほしい。	1	「No. 17 自転車通行空間の整備」の事業で、歩行者にも自転車利用者にも安全を確保するために、引き続き、自転車通行帯の整備を進めてまいります。
	26	「No. 17 自転車通行空間の整備」で自転車について記載しているが、自転車は健康で元気な方しか利用できない交通手段なので、一項目として挙げるというよりは、「No. 15 歩きやすい道路環境の整備」に含める程度の扱いが望ましい。	1	「No. 15 歩きやすい道路環境の整備」と「No. 17 自転車通行空間の整備」について、前者は歩道の段差解消や幅員構成の改善等が、後者は主に車道部の自転車の安全で快適な走行環境が課題となっています。 歩行者と自転車の共存という共通の課題はあるものの、項目は現状のままとし、それぞれの課題を検討することで、安全で快適な環境整備に努めてまいります。
No. 18 放置自転車等をなくす取り組み	27	バイク・自転車の無法駐輪やスーパー・個人商店のはみ出し等の迷惑危険行為に対してルールの徹底を指導してほしい。	1	今後も「No. 18 放置自転車等をなくす取り組み」の中で、放置自転車や道路にはみ出している商品等の不法占用物の除去、バイクの違法駐輪においては、警察署と連携して取り組んでまいります。
No. 19 規模や特性に応じた公園緑地等の整備	28	高齢者向けの体力づくりの器具（遊具）を各公園・広場に設置してほしい。	1	「No. 19 規模や特性に応じた公園緑地等の整備」の事業で検討してまいります。
No. 20 だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進	29	トイレ等の情報を必要としている人に周知する工夫や、使いづらいトイレ等の収集も行い、スパイラルアップにつなげる必要がある。	1	「No. 20 だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進」の事業で、トイレを計画的に、整備し、区民に情報提供することとしており、今後も更なる取り組みを進めてまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	3 0	横文字入りの文章を使用する際は、日本語訳を付記してほしい。	1	「情報のユニバーサルデザインガイドライン」において、「専門用語などには注釈をいれる」と記載し、職員への普及啓発をはかっております。「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の事業で、更なる普及啓発に努めてまいります。
	3 1	多様なツールだけでなく、誰が見ても、見やすく分かりやすい情報発信をしてほしい。	1	「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の中で、分かりやすい文書作成の普及をはかることとしており、今後も更なる普及啓発を推進してまいります。
No. 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進	3 2	IT活用によるシステム化にともなう仕様の作成にあたっては、利用者の声を反映してほしい。	1	「No. 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進」の取組みの方向性に「多様な当事者が問合せや申込みをしやすい環境整備をはかる」に修正しました。今後も「区民の声」等を通じた施策へのご意見を参考とさせていただきます。
	3 3	街中で外国人観光客を見掛ける事が増えたが、案内板の多言語化やFree Wi-Fiなど、インバウンド対応の取組みが遅れている。	1	「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」の事業において、新しいサインの導入時に、多言語化を推進してまいります。 「No. 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進」の事業において、Free Wi-Fiの通信環境の整備を推進してまいります。
No. 23 災害に備えた区民参加による取組み	3 4	今後の災害に向けてもっと公衆電話を復活して欲しい。 震災時に、駅やバス停など、どこに行っても必ず公衆電話がある事を望む。	1	公衆電話の設置につきましては、NTT 東日本の役割が大きいところですが、区としましても、NTT 東日本と連携し、発災時に避難所となる区立小中学校に、被災者が利用できる特設公衆電話を設置するなど、発災時の連絡手段の確保に努めてまいります。
	3 5	「No. 23 災害に備えた区民参加による取組み」において、災害のみならず、テロ等の対応も視野に入れてほしい。	1	テロによる大規模な災害が発生した場合には、「世田谷区国民保護計画」などに基づき、自然災害への対応を準用して対応してまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
No. 24 ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及	36	たばこの規制は、健康被害防止という観点からすれば、No. 6～20に並ぶものとして位置づけるのが適切である。	1	たばこの規制は、健康被害防止という観点から、区民にとって重要な課題と認識しております。区の「健康せたがやプラン」の中にも取り上げておりますので、その施策を実施する中で、UDに配慮した取り組みができるように、連携してまいります。
	37	指定喫煙場所については、区による整備や民間による整備に対して補助することは廃止すべきと考えます。整備・補助を行うとしても、違反への料料等を財源としてその範囲内に限るのが良いと考える。	1	公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮の上、指定喫煙場所の選定、整備を進めるとともに、要件を満たした民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定していきます。また、喫煙する人とならない人が理解を深めあい、分煙による喫煙環境を整えるため、要件を満たした民間の喫煙場所の補助を進めてまいります。
その他 (推進計画関係)	1	IoT 特区みたいなことをやって、IoT を活用したユニバーサルを推進してほしい。	1	「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の「取組みの方向性」に「ユニバーサルデザイン整備の実績やユニバーサルデザインに役立つ最新技術の情報収集及び蓄積（データ化）に取り組む。」と追記いたしました。 今後、ユニバーサルデザインに寄与することも考えられますので、継続的に注視してまいります。
	2	警察と連携して、路上駐車を出来ないようにしてほしい。	1	路上駐車の防止につきましては、所管する警察と連携してまいります。

項目	No.	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
その他	3～12	ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期(素案)に対する意見に該当しないもの	10	いただいたご意見は、今後の区事業の参考とさせていただきます。

5. 素案からの変更点

No.	頁	区民意見	番号	変更内容
1	P33	「後期計画の見直しの視点」において、下記②の「多様なツールによる情報提供」が少ない。 ①東京 2020 大会の取組みを活かす（7項目） ②多様なツールによる情報提供（5項目）	3-3	「3-3. 推進計画（第2期）後期25の施策・事業の体系」の「後期計画の見直しの視点」において、「No. 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」に②の視点を追加しました。
	P35	③共生社会の視点をまちづくりに活かす（19項目）	3-4 No. 2	取組みの方向性に「タブレット等の多様なツールの活用」を追加しました。
2	P39	IoT 特区みたいなことをやって、IoT を活用したユニバーサルを推進してほしい。	3-4 No. 5	「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の取組みの方向性に「ユニバーサルデザイン整備の実績やユニバーサルデザインに役立つ最新技術の情報収集及び蓄積（データ化）に取り組む。」と追記しました。
3	P40	区立施設の完成後に当事者等からの意見を集めて、次の検討に反映する仕組みが必要。	3-4 No. 6	「No. 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進」の取組みの方向性に「UDアドバイザー等とともに検討会を行った施設の完成後に再度点検・評価し、検討会の質の向上に取り組む。」と追記しました。
4	P55	「No. 8 分かりやすいサインの整備推進」について、公共施設だけでなく、民間施設にも本事業の視点を誘導できるよう、サインの手引書を作成し、普及啓発を行ってほしい。	3-4 No. 21	「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の取組みの方向性に「職員だけでなく、一般向けに改定することで、情報のユニバーサルデザインの更なる普及をはかる。」を追加しました。
5	P56	IT活用によるシステム化にともなう仕様の作成にあたっては、利用者の声を反映してほしい。	No. 22	「No. 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進」の取組みの方向性に「様々な当事者が問合せや申込みをしやすい環境整備をはかる。」と修正しました。
6	その他、より見やすくわかりやすくするため、文言修正及び写真の差替・拡大をしました。			